



生活・安全

安全で安心なまちを目指して

【問い合わせ】
町住民保健課
生活安全
グループ
☎ 73-7510

犬の登録・予防接種はしていますか？

犬の登録

狂犬病予防法により、生後91日以上を経過した飼い犬は大きさや飼育場所が室内外どちらかを問わず、必ず市町村に登録しなければなりません。

登録は生涯1度で、登録を受けた際に鑑札が渡されます。この鑑札は犬の情報や飼い主を識別するための重要なものです。首輪などの見えるところに取り付けてください。

◎登録手数料
3000円

狂犬病予防接種

飼い主は特別な場合を除き、年に一度飼い犬に狂犬病予防接種を受けさせる義務があります。

接種した犬には、狂犬病予防注射済証が交付されます。こちらも首輪などの見えるところに取り付けてください。

◎狂犬病予防注射料金

3240円

(町での集団予防接種の場合は注射済証交付手数料550円を含む)

※町が行う集団予防接種では、各会場で注射後に注射済証を交付します。

※町外の動物病院で接種された場合は病院で証明書が交付されますので、証明書を役場に持参し、注射済証の交付を受けてください。なお、交付手数料として550円がかかります。

※令和元年10月より狂犬病予防注射料金が改定になっていますのでご了承ください。

その他の届け出

左記の場合も届出が必要です。

◎飼い犬が死亡した場合(死亡届)

◎登録犬が町外に転出した場合(変更届)

※新住所地の担当窓口へ鑑札を持

参し申請してください。
◎他の自治体で登録していた登録犬が町内に転入した場合(変更届)

※登録した自治体の鑑札を持参し、生活安全グループの窓口で申請してください。

◎登録犬の飼い主が変わった場合(変更届)

※新たな飼い主の住所が町外の場合は、新たな住所地の担当窓口で変更申請をしてください。

◎登録犬が人や家畜などに危害を加えた場合(犬の加害届)

犬の放し飼いは

重大な迷惑行為です！

犬にリードをつけずに放している飼い主がいるとの情報が入っています。

ペットに関する法律は環境省の「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理法)の第7条に記載されています。この法律では「飼い主は他人に危害を加えないようペットを飼育しなければなりません」という内容が定められています。

例え小型犬であっても、犬の嫌

いな人や小さなお子さんのいる親御さんなどは恐怖心を持つかもしれません。
飼い主の責任を果たしてこそ、ペットとの生活を楽しく送ることができます。十分ご理解ください。



令和2年度第1回北海道警察官採用試験

◆採用予定人員

約210人
男性A区分約120人、男性B区分約35人
女性A区分約40人、女性B区分約15人

◆受付期間

3月1日(日)～4月8日(水)

◆試験日

○第1次試験日
5月16日(土)

○第2次試験日
6月中旬から7月上旬

【問い合わせ】

栗山警察署
☎ 0110



第1・第3金曜日は粗大ごみの収集日

【問い合わせ】
町環境政策課
環境政策
グループ
☎ 73-7511

事前にお申し込みのうえ、ぜひご利用ください。

※3月20日(金)は祝日なので3月27日(金)に収集します。

◆申込方法

・環境政策課窓口にお越しいただくか、お電話でお申し込みください。

・ごみの品目、個数、大きさを把握したうえでお申し込みください。1回につき10点まで回収できます。

・申込者が多い場合は、希望日に回収できないことがありますのでご了承ください。

・屋内からのごみの搬出は行いません。ご自身で玄関先まで出してください。

・町で処分できないもの(タイヤ、スプリング入りマットレス、リサイクル家電6品目)は収集できません。

※詳しくは「2019年4月版家庭ごみの『分け方・出し方』」13ページをご確認ください。

ごみの野焼きは違法です

家庭ごみを焼却(野焼き)しているという連絡がたまに入ります。

野焼きとは、家の敷地内や空き地、またはドラム缶やブロックで囲った中などに、家庭ごみや雑草を入れて燃やす行為です。

野焼きは例外を除いて法律で禁止されています。悪臭や大気汚染などの原因となり、近隣住民にとって大変迷惑な行為です。絶対にしないでください。

し尿くみ取り料金を改定します

町広報2月号でもお知らせしたとおり、平成13年から19年間据え置いてきた、し尿や浄化槽汚泥のくみ取り料金1リットルあたり6.5円(消費税別)を諸般の事情により4月から8.0円(消費税別)に改定します。

今回改定する料金は、令和7年3月までの5年間は変更しません。ご理解をお願いします。

国民年金

国民年金保険料は口座振替がお得です！

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替には、当月分の保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や割引額が多い「前納(6カ月・1年・2年)制度」があります。

口座振替をご希望の方は、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、役場住民保健課住民グループまたは口座振替を希望される金融機関などの窓口にお申し込みください。

※6カ月前納(4～9月分)、1年前納、2年前納の口座振替の受け付けは終了しました。

※その他、クレジットカードによる納付方法があります。詳しくはお問い合わせください。

<令和2年4月からの保険料>

納付方法		保険料額	割引額
毎月納付	現金・口座振替	16,540円	—
	口座振替早割(当月末振替)	16,490円	50円
6カ月前納	現金納付	98,430円	810円
	口座振替	98,110円	1,130円
1年前納	現金納付	194,960円	3,520円
	口座振替	194,320円	4,160円
2年前納	現金納付	383,210円	14,590円
	口座振替	381,960円	15,840円

【問い合わせ】

町住民保健課住民グループ ☎ 73-7509